

(別紙)

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針案についての意見・情報の募集」に対して寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>【基本方針全体に対する御意見等】</p> <ul style="list-style-type: none">・若い世代を中心に新たな人材が活躍しやすい環境整備について、賃金保障メカニズムの構築、デジタル技術を活用した省力化への投資、あるいは新規就業者に対する教育・研修プログラムの充実といった、具体的な人的資本への投資に関する取組が不可欠。・環境負荷の低減への対応策として、環境負荷の可視化、持続可能な生産方式への転換を促すインセンティブ、あるいは環境税の導入といった、より強力な施策が検討されるべき。・「安定取引関係確立事業活動」と「流通合理化事業活動」が、並列的に記述されているが、両者の間にどのような相互作用があり、どちらに優先順位を置くべきか、あるいは両者をどのように統合的に推進すべきか。・「食料・農業・農村基本法」「みどりの食料システム戦略」「輸出拡大実行戦略」など、関連する上位法や既存戦略との論理的な整合性をより明確にし、各戦略が有機的に連携して機能するよう、政府内の省庁横断的な連携体制を明記すべき。・地域の伝統や文化を活かした「顔の見える」食料生産を明確に保護する条項を追加し、小規模事業者が標準化や効率化の圧力で淘汰されないよう保証してください。・サプライチェーン協調のプロセスに、市民や小規模事業者の代表を必ず含め、意思決定が大手企業や官僚主導にならないよう監視委員会を設置してください。	<p>貴重な御意見として今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p> <p>食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号。以下「改正法」という。）による改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食料システム法」という。）における、食料の持続的な供給に取り組む食品等事業者の計画認定制度では、</p> <ul style="list-style-type: none">・農林漁業者との安定的な取引関係の確立・流通経費の削減、付加価値の向上又は新たな需要の開拓・環境への負荷の低減や資源の有効利用・持続的な供給に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達 <p>を図る安定取引関係確立事業活動等と、</p> <ul style="list-style-type: none">・これらの事業活動に対する都道府県等の関係支援機関による連携支援事業 <p>を整備しました。</p> <p>食料システム法では、農林水産大臣がこれらの食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針を定めるものとしており、計画認定制度の認定要件として、基本方針に照らし適切なものであることを求めています。</p> <p>このため、本基本方針案では、安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業の促進の意義や目標、実施に関する基本的な事項として各計画で重点的に取り組む事項や想定される事例について記載することとし、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進を図るため、必要な事項を定めることとしております。</p> <p>なお、安定取引関係確立事業活動等や連携支援事業活動については優先順位をつけて支援をするものではなく、基本方針案に記載した各計画で重点的に取り組む事項や想定される事例など、持続的な食料供給に資する食品等事業者の取組を、融資・税制等により総合的に後押しし、食品産業の持続的な発展を図ってまいります。</p>
2	<p>【安定取引関係確立事業活動計画の促進の意義及び重点取組事項に関する御意見等】</p> <ul style="list-style-type: none">・国際的な食料需給の不安定化を背景に、食品等事業者が「自らも積極的に農林漁業生産に関与することで必要な原材料を安定的に調達する体制への移行」を求めているが、例えば、資本金力、技術力、流通網の規模において圧倒的に優位な大手食品等事業者による「農林漁業への参入」により、既存の零細な農林漁業者が淘汰されるおそれがある。・農林漁業者に対する人的支援及び物的支援についても、農林漁業者の自律性・独立性を阻害し、特定の大手食品等事業者の下請け的立場に固定化させるものにならないか。	<p>貴重な御意見として今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p> <p>安定取引関係確立事業活動に関して、世界的な人口増加、気候変動等により供給や貿易が不安定な中で、</p> <ul style="list-style-type: none">・世界の食料市場から加工食品等の原材料を輸入する環境が悪化、・国内の農業従事者・農地面積は直近20年で大幅に減少し、生産基盤の脆弱化が進行 <p>などの課題に対応し、食品等の持続的な供給を実現するためには、食品等事業者が、自らも積極的に国内の農林漁業者との安定的な取引関係を確立するなどして、調達体制を見直し、原材料の安定調達を図ることが重要です。</p> <p>このため、安定取引関係確立事業活動では、例えば、食品等事業者による</p> <ul style="list-style-type: none">・原材料の国産への切り替え等に伴う地域の農業者との直接取引など、契約による農林漁業者との安定的な取引関係の確立・契約先農業者への収穫機械や選別機の貸与など、農林漁業者に対する人的・物的支援・取引先の農業者の施設設備に必要な資金など、地域の農林漁業者への出資・食品等事業者自らの農林漁業への参入 <p>等の取組を重点的に促進してまいります。</p> <p>これらの取組を通じて、食品等事業者の原材料の安定調達を実現するとともに、食品等事業者と取引を行う農林漁業者の経営の安定化や所得の向上を推進してまいります。</p>

3	<p>【流通合理化事業活動計画の促進の意義及び重点取組事項に関する御意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品産業、特に生鮮食料品の流通においては、その多品目性、品質管理の複雑性、そして鮮度維持の要求といった固有の特性によって、画一的な標準化・デジタル化を阻んでいる。標準化によって、むしろ食品の多様性を損ない、地域に根差した中小規模事業者の柔軟な対応力を奪う結果を招く可能性もある。 ・モーダルシフトには、各輸送モード間の連携強化、コストバランスの最適化、そしてインフラ整備といった複雑な課題が伴うにもかかわらず、その具体的な解決策が示されていない。 ・「卸売市場の機能強化」における施設整備、設備導入、オンライン取引の導入は、卸売市場が果たすべき価格形成機能の透明性確保や、多様な生産者の販路確保といった本質的な機能強化に関する視点が欠如している。 ・「消費者が納得する付加価値の高い商品」という表現は、一見、消費者の便益を追求しているように見えるが、品質管理や衛生管理の高度化、新たな食品開発といった事業者の投資コストを、最終的に商品価格に転嫁し、消費者に負担させていないか。 ・海外展開による新たな需要開拓が国内生産基盤の維持・強化に繋がるという保証はなく、むしろ国内市場への供給が疎かになることで、国内の食料安定供給に悪影響を及ぼす可能性も考慮すべきである。 	<p>貴重な御意見として今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p> <p>国内の人口減少・高齢化による人手不足が深刻化する中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品産業は労働集約型の産業であり、人的労働力に大きく依存 ・多品目かつ品質管理が重要な食品等を高頻度で流通させる手間がかかる <p>などの課題に対応し、食品等の持続的な供給を実現するためには、食品等事業者が省力化投資や流通の最適化、標準化・デジタル化を推進し、流通の効率化を図ることが重要です。</p> <p>また、国内人口が減少傾向にある中では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費量を増やすため、世界の市場など新たな需要の開拓 ・合理的な費用を考慮した価格形成を進める中でも消費者から購買され続けるため、消費者が納得できるような付加価値の高い商品の提供 <p>が重要です。</p> <p>このため、流通合理化事業活動では、例えば、食品等事業者による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中継共同物流拠点の整備による長距離輸送の削減など、食品等の物流の効率化 ・青果物、鮮魚等の航空・新幹線輸送など、トラック輸送への依存度の低減とモーダルシフト ・植物性由来原材料を用いた代替食品など、新たな食品等の開発・販売 ・優れた冷蔵設備等の導入など、品質保持及び衛生管理の高度化 ・海外における製造・販売拠点の設置など、食品等事業者の海外展開・海外市場の開拓 <p>等の取組を重点的に促進してまいります。</p> <p>なお、持続的な食料供給の実現に向けては、コストを費用を考慮した価格形成が必要であり、消費者の方々の商品コストに対する理解醸成を進めることが重要です。それと同時に、食品等事業者が、付加価値の向上や生産性向上を図り、消費者の方々がその価値を認めて、納得感をもって購入頂けるようにしていくことが不可欠です。このため、流通合理化事業活動等を通じた付加価値の向上、消費者選択支援事業活動を通じた消費者理解の増進を総合的に推進してまいります。</p>
4	<p>【環境負荷低減事業活動計画の促進の意義及び重点取組事項に関する御意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの発生源を根本的に削減するための、生産・加工・流通・消費の各段階における構造的な見直しやサプライチェーン全体の最適化といった視点が不足。 	<p>貴重なご意見として、今後の政策の参考にさせていただきます。</p> <p>気候変動、生物多様性の損失といった環境問題が進む中で、食品等の持続的な供給を実現するためには、食品等事業者が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全産業共通の課題である温室効果ガスの削減 ・事業系食品ロスの削減や食品容器包装等における再生プラスチックの利用拡大 <p>等、環境への負荷の低減及び資源の有効利用に向けた取組を推進することが求められています。</p> <p>また、これらの取組は、サプライチェーン全体で対処してこそ効果を発揮する、関係者が協調して取り組むべき課題です。</p> <p>このため、環境負荷低減事業活動では、例えば、食品等事業者による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな鮮度保持技術の導入など、食品ロスの削減及び食品サイクルの推進 ・紙等の代替素材への切り替えなど、プラスチックの排出抑制及び再利用 ・製造・物流拠点における省エネ設備の導入など、温室効果ガスの排出量削減 <p>等の取組を重点的に促進してまいります。</p>

5	<p>【消費者選択支援事業活動の促進の意義に関する御意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の「見える化」が、必ずしも消費者の「理解」と「行動変容」に直結するわけではない。また、「環境・人権への配慮や生産現場の実態等」の情報を「ラベルやPOP、映像等」で表示するとしても、事業者が自社の都合の良い情報のみを選別して開示するような、一方的な情報発信に陥る危険性を看過できない。 ・サステナビリティやコスト構造に関する情報開示は、事業者による自主的な表示だけでなく、第三者機関による認証制度や監査の導入を義務付け、情報の客観性と信頼性を担保すべき。グリーンウォッシュやソーシャルウォッシュを防止するための罰則規定も検討すべき。 ・「付加価値の高い商品」の推進と同時に、全ての消費者が栄養価が高く安全な食品にアクセスできる権利を保障するための、価格政策、フードバンクへの支援強化、フードデザート対策など、社会的な公平性を担保する施策を明記すべき。 	<p>貴重な御意見として今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p> <p>食品等の持続的な供給を実現するためには、農林漁業者や食品等事業者の生産・事業活動の実情や、生産した農林水産物や食品の付加価値等について、消費者が納得した上でその商品を継続的に購入できるよう、消費者に対する情報提供等に取り組むことが何よりも重要です。</p> <p>このため、消費者選択支援事業活動では、例えば、食品等事業者による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売店舗における環境・人権への配慮等の情報の映像発信など、サステナビリティに関する情報の見える化 ・食品等のコスト構造の見える化 ・生産現場に対する理解増進のための体験型イベントなど、地域の農林水産物に関する情報の見える化 <p>等の取組を重点的に促進してまいります。</p>
6	<p>【その他安定取引関係確立事業活動等の重点取組事項に関する御意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「省力化投資の促進」は、人手不足という喫緊の課題への対応策として挙げられているが、その視点は技術決定論的に偏重しており、労働問題の多面的な解決には至っていない。省力化投資は、確かに一部の業務を効率化するが、人的資本への投資に関する具体的な戦略が求められる。 ・「個別の事業者を超えた関係者の協調による省力化の機器等の開発・普及」について、現実の市場経済において、競争原理が働く中で、政府や公的機関が強力なリーダーシップと財政的支援を伴わない限り、このような「協調」は、単なる理念的な努力目標に留まり、実質的な進展は期待できないのではないか。 ・「日本発のフードテックビジネスの創造」や「日本の強みを活かしたフードテックビジネスの展開」といった記述は、自国の優位性への過度な固執が見られ、他国の技術や知見との積極的な融合が不可欠である。自国の優位性だけに閉じこもることは、イノベーションの機会を狭め、世界的な潮流から取り残される危険性を孕んでいる。 ・「品質保持及び衛生管理の高度化技術の開発」は、食品安全を確保する上で重要だが、「原材料の長期保存を可能にする技術等、食品等の付加価値向上につながる技術の開発」という記述には、過度な加工や保存技術の追求が、食品の自然性や栄養価、多様性を損なう可能性という視点が欠如している。また、「品質・衛生管理に優れた冷蔵設備等の製造技術」も、初期投資が大きく、中小事業者が導入を躊躇する要因となり得る。 ・「地域の特色ある食品等事業者の円滑な事業承継」における「他の地域の伝統的な食品製造業者の事業を譲り受け、地域の農産物を用いた商品を引き続き製造・販路を拡大」という記述は「伝統的」であることの価値が、単なる「商品の製造・販路拡大」という経済的利益のみに還元されかねない危険性を孕んでいる。事業承継の本来の目的は、単に事業を継続させるだけでなく、その地域に根差した文化、技術、雇用を維持・発展させることにある。そのためには、事業の経済的側面だけでなく、社会文化的側面にも配慮した支援策が不可欠である。 	<p>貴重な御意見として今後の政策検討の参考にさせていただきます。今後の状況に応じて関係省庁とも連携し、適切な対応を図ってまいります。</p>

7	<p>【連携支援活動の促進の意義及び重点取組事項に関する御意見等】</p> <p>・「連携支援事業の促進」について、「限りのある経営資源の中では食品等の持続的な供給を実現するための事業活動を行うには限界があり、資本、技術、ノウハウ等の支援を必要としている」という認識は正しいが、この「限界」は、政府のこれまでの不十分な政策的支援や市場メカニズムの歪みによって生み出された側面が大きい。本方針案は、この過去の政策的責任を棚上げし、その解決を「支援機関」の「連携」という、不確かな枠組みに委ねようとしている。また、「複数の支援機関が役割と責任を明確化した上で補完的に支援を行うことで、その効果は一層高まる」という記述は、理想論に過ぎず、現実には、各支援機関はそれぞれ異なる目的、財源、専門性を持ち、連携には多くの調整コストが伴ううえ、「役割と責任の明確化」が口頭のみで終わることも多く、実質的な協力体制が構築されないリスクも高い。政府は、このような連携を促すための強力なリーダーシップと、調整機能を担う具体的な組織、そして連携を評価する仕組みを明確に提示すべきである。</p>	<p>貴重な御意見として今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p> <p>食品等事業者は中小企業の占める割合が高く、食品産業に新たに参画したスタートアップも同様に、資本、技術、ノウハウ面での支援を必要としています。</p> <p>また、食品産業の抱える課題が多様化・複雑化する中、個別の事業者では解決できない課題も増加しており、このような中、各地域で食品等の持続的な供給を実現するためには、地方公共団体、食品産業協議会、金融機関、大学等の高等教育など食品等事業者に対し支援を行う機関が連携し、一体的な支援を行う体制を構築することが重要です。</p> <p>このため、連携支援事業では、食品等事業者に対し支援を行う機関が連携して行う、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域発の食ビジネス創出支援 ・共通課題の解決のための支援 <p>等の取組を重点的に促進し、各地域での持続的な食料供給の実現を図ってまいります。</p>
8	<p>【食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための重要事項に関する御意見等】</p> <p>・「人権に関する課題への対応」の具体的な施策が、「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を「参考に、人権を保護しながら事業活動を実施するものとする」という、極めて抽象的かつ自主的な努力義務に留まっている。国際的な人権尊重の潮流から大きく後れを取るものであり、企業の責任回避を許容するメッセージを発信することにもなりかねない。</p> <p>・「雇用確保のためにも重要」という認識は、人権尊重を企業の経済的利益のための手段として捉えているかのような印象を与えかねない。人権尊重は、それ自体が目的であり、企業の利益追求の有無にかかわらず、普遍的に遵守されるべき倫理的義務である。この記述は、人権尊重の本質的な意味合いを矮小化している。</p> <p>・「より栄養価の高い食品の開発や手頃な価格での供給」は、理想としては重要だが、「開発」と「手頃な価格での供給」は、多くの場合、トレードオフの関係にある。高栄養価の食品は開発コストや原材料コストが高くなりがちであり、それを「手頃な価格」で提供することは、企業の利益を圧迫する。市場原理に任せるだけではこの相反する要素を両立させることは極めて困難であるため、政府は、栄養価の高い食品の普及を促すための補助金制度、税制優遇措置、あるいは流通コストの抑制策といった具体的な支援策を提示すべきである。</p> <p>・「マーケティングや広告においても栄養に関心のある消費者の選択に資する情報提供」は、消費者の情報リテラシー向上には繋がる可能性があるが、情報過多や誤情報の問題を考慮すべきである。また、企業のマーケティング活動が、必ずしも消費者の「正しい」選択を促すとは限らないため、誇大広告や誤解を招く表示に対する規制強化や、第三者機関による情報評価・認証制度の確立といった、より厳格なガバナンスの視点が不可欠である。</p> <p>・「国際的な議論に参画」や「国内外における情報発信」は、日本のプレゼンスを高める上では重要である。しかし、国内の栄養課題（例えば、高齢者の低栄養、子どもの貧困と食料アクセス、加工食品過剰摂取による健康問題など）が山積している中で、国際的な評価や情報発信に過度に注力し、国内の足元の課題への対応が疎かになる危険性を孕んでいる。真の国際貢献は、まず自国内の課題を解決し、その成功事例を世界に示すことから始まるべきである。</p> <p>・「世界の農林水産物・食品市場が拡大する中で、我が国の食品の輸出のポテンシャルは高く、食品等の持続的な供給を図るためにも、今後、食品等の輸出の促進を図り、食品産業を成長させることが重要である」という記述は、国内の食料安全保障と輸出振興という、本来は両立すべき目標が、輸出促進に偏重する危険性を孕んでいる。</p>	<p>貴重な御意見として今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p> <p>人権尊重等につきましては、共通の価値観として遵守されるべきものですので、本基本方針案においては、人権、栄養といったSDGsに関する課題の重要性を明記しております。</p>

9	<p>【安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業の目標についての御意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「取組数1,000件」という目標は、単なる件数であり、その質や規模が全く考慮されていない。 ・「農業・食料関連産業の国内生産額」を150兆円とする目標は、経済規模の拡大のみに焦点を当てた、極めて単一的な指標である。この目標は、食料システムの多面的な価値、例えば、食料安全保障、環境負荷低減、地域経済の活性化、食文化の継承といった要素を全く考慮に入れていない。 ・基本方針で定められている目標設定は、全体として「持続的な供給」に貢献するのかという因果関係が不明瞭である。 ・食品等の持続的な供給が行われているというためには、食品等の価格が安定している必要があるため、食品等の国内生産額の増大を目標とするのではなく、食品等のインフレ率の抑制を目標とするべきである。 	<p>貴重な御意見として今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p> <p>基本方針案では、安定取引関係確立事業活動等4つの事業活動の取組数を2030年までに1,000件となることを通じて、「農業・食品関連産業の国内生産額」を2030年に150兆円にすることを目指す旨、記載しています。これら4つの事業活動は、農林漁業者との安定的な取引関係の確立、流通の合理化や付加価値の向上、環境負荷の低減、消費者理解の増進など、食品等事業者の経営改善や規模拡大、持続可能な経営基盤の確立等に資する取組を幅広く含むものです。多くの食品等事業者がこれらの事業活動に取り組むことで、個々の事業者の持続的な成長を促進され、その結果として、食品等の持続的な供給体制の確立、食品産業全体の持続的な発展が実現し、農業・食品関連産業の国内生産額の増大に寄与すると考えます。</p> <p>なお、本目標については、本年4月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画において定めた食料システムの持続性の確保の2030年目標のKPIである、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による取組数：0件(2023年)→1,000件（2030年） ・農業・食料関連産業の国内生産額（名目）：114.2兆円→150兆円 <p>と整合するものです。</p>
その他	本意見・情報募集の対象ではないご意見が2件ありました。	